

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第52号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p>(条例附則第26項ただし書の規則で定める額)</p> <p>6 条例附則第26項ただし書に規定する規則で定める額は、<u>第3条の7各号</u>に規定する給料の月額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p>(条例附則第26項ただし書の規則で定める額)</p> <p>6 条例附則第26項ただし書に規定する規則で定める額は、<u>第3条の7</u>に規定する給料の月額とする。</p> <p><u>(特定退職者に関する暫定措置)</u></p> <p><u>7 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第1条の4に規定する離職の日</u>に相当する期間内である者に係る第8条の2及び第16条第2項の規定の適用については、第8条の2中「次のとおり」とあるのは「<u>雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり</u>」と、第16条第2項中「<u>雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）</u>」とあるのは「<u>雇用保険法施行規則</u>」とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の退職手当の支給等に関する規則附則第7項の規定は、令和2年5月1日以後に退職した者について適用する。